

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、Aに所在するB会社の派遣労働者として採用され、派遣先のC会社D店においてパソコンの販売及びインターネット契約に係る業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、就労場所から自転車で帰宅する途中、自転車ごと転倒し、下顎を打って負傷した（以下「本件通勤災害」という。）。

請求人は翌〇日、E病院に受診し、「下顎、右第5指、左第3指打撲挫創」等と診断され、同月〇日まで同病院に通院加療した。その後、請求人は頸部痛等を自覚したとして、平成〇年〇月〇日、F病院に受診し「頸椎症」と診断された。

請求人は、「頸椎症」（以下「本件傷病」という。）は、本件通勤災害によるものであるとして、監督署長に療養給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は本件通勤災害によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、本件傷病と診断されて以降、平成〇年〇月からG病院に受診し、「変形性頸椎症」と診断され、監督署長に障害給付及び療養給付（診断書料）

の請求を行い、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却（平成27年労第321号）している。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が本件通勤災害によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

- （1）請求人は、本件傷病と診断された後、平成〇年〇月〇日にG病院に受診し、「変形性頸椎症」と診断され、同傷病は、本件通勤災害が原因で発症したものであるとして、再審査請求に及んだものであるところ、当審査会は、平成〇年〇月〇日付け裁決書において、「当審査会において、本件一件記録を精査したが、本件通勤災害翌日に受診したE病院の診断に頸椎に係る傷病名が含まれていないこと、また、請求人が申し立てた本件通勤災害後の状況に頸部の痛みに関する記述がないことを併せ勘案すると、変形性頸椎症と本件通勤災害との間に医学的因果関係は認められないと判断する。」旨説示している。
- （2）請求人の療養経過を踏まえると、本件傷病は上記変形性頸椎症と同一であると思料される所、請求人から追加提出のあった資料を含む一件記録を精査するも、上記判断を変更すべき根拠を見いだすことはできなかった。
- （3）なお、本件療養給付たる療養の費用請求書において本件傷病と証明しているH医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書によれば、「頸椎X P、MR I 上明らかな器質的異常なし」とされており、本件災害による頸椎の損傷は認められていない。
- （4）したがって、当審査会としても、本件傷病と本件通勤災害との間に医学的因

果関係は認められないことから、請求人に発症した本件傷病は本件通勤災害によるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。